

<個人・医療法人>

A8 青色申告書を提出する者で、医療保険業を営む者（医師・歯科医師等）が、一定の新品の医療機器を取得した場合の必要経費への算入額は、通常の減価償却費と特別償却費（取得価額×特別償却割合）との合計額以下の金額でその個人が必要経費として計算した金額とすることができる制度です（取得期間は、平成25年3月31日まで）。

なお、平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外リース取引により取得した医療機器は除かれます。

特別償却の適用を受けた場合には、上記のように早期に減価償却で必要経費に算入することができますが、減価償却することができる金額の総額は、医療機器の取得価額が限度額となります。したがって、特別償却制度を活用するかことの有利不利については一概に判定できませんので、注意が必要です。